

議員案第3号

地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月25日提出

提出者 大田原市議会議員 引地 達 雄

賛成者 大田原市議会議員 黒澤 昭 治

同 鈴木 央

同 印南 久 雄

同 高野 礼 子

同 高崎 和 夫

同 中川 雅 之

地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、大田原市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、法令又は他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 大田原市自治基本条例(平成25年条例第35号)第13条第1項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関すること。
- (2) 姉妹都市の締結又は友好親善都市の盟約に関すること。
- (3) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定の締結、変更、又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。

(条例の見直し)

第3条 前条の規定に関わらず、社会変化の状況等を踏まえ、必要に応じて、この条例の改正を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(大田原市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)

2 大田原市定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成25年条例第19号)は、廃止する。